

尼崎市公園施設(遊具)長寿命化計画

令和3年10月(改定)
尼 崎 市

● 公園施設長寿命化計画とは??

公園施設の長寿命化計画とは、現在、都市公園内に設置されている施設に対して、計画的な修繕を行うことにより、施設の寿命を延命化させ、一定水準以上の機能を確保しつつ、維持管理コストの縮減を図っていくものであります。

● これまでの遊具の維持管理状況

土木部公園維持課の職員により日常的な維持保全（清掃・保守・修繕）と、巡視点検を実施してきました。

巡視点検において危険箇所が確認された際に、緊急度を考慮し、その都度、危険箇所に対する修繕対応を行ってきました。

また、平成27年に策定した長寿命化計画では、公園設置後30年以上経過した都市公園93公園を対象として、遊具の更新を行ってきました。

● 尼崎市公園施設(遊具)長寿命化計画

令和3年10月に改定した尼崎市公園施設(遊具)長寿命化計画は、全ての都市公園の公園施設のうち、遊具に対して計画的に維持管理を行うために、遊具を有する全ての都市公園277公園^{※1}を対象として策定しています。

本長寿命化計画では、遊具の現状を把握するための調査を実施したうえで、今後10年間における整備計画（修繕、更新計画）を定めています。

計画と実際の遊具の劣化状況の差が大きくなるないように、計画策定後5年が経過する令和9年度に次の改定を予定しています。

STEP 1

遊具の現在の老朽化状況などの把握に関する調査

STEP 2

老朽化状況、経過年数等を踏まえた今後10年間の整備計画の作成

※1：令和2年10月時点の遊具を有する都市公園数。

遊具の健全度調査

令和2年10月、都市公園の全遊具^{※2}2072基の健全度調査を実施しました。
健全度調査は、国土交通省や（一社）日本公園施設業協会において、あらかじめ定められた点検項目に従い実施し、調査結果は、以下の判定基準に従い類型化しました。

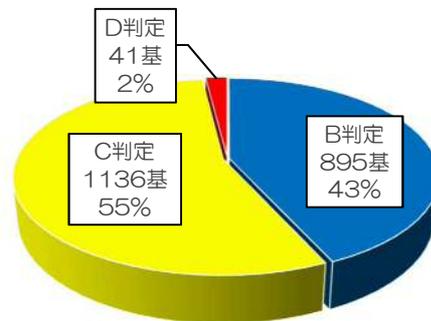
ランク	評価基準
A	・全体的に健全である。 ・緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	・全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 ・緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	・全体的に劣化が進行している。 ・現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、もしくは更新が必要なもの。
D	・全体的に顕著な劣化である。 ・重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、もしくは更新が必要とされるもの。

出典：「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」国土交通省都市局

※2：令和2年度以降に新設・更新した遊具を除く

- 健全度調査結果 -

調査結果は、遊具2072基のうち、B判定（部分的に劣化が進行している）が895基（43%）、C判定（劣化が進行している）が1136基（55%）、D判定（顕著な劣化である）が41基（2%）でした。



尼崎市公園施設(遊具)長寿命化対策 基本方針

長寿命化対策の基本的な考え方について、以下に示します。

- ・遊具の管理水準は、健全度B以上を維持することを目標とします。
- ・定期的な修繕サイクルに基づく修繕を実施することで、健全度B以上の状態を維持します。
- ・劣化が進行し健全度がC、Dとなった遊具に対しては、劣化箇所の修繕を行い、健全度をB以上に回復させます。
- ・使用見込み期間を過ぎ、劣化の進行が著しく、修繕による対応が困難となった遊具から更新時期について検討します。

次のページに、令和3年度の遊具更新実績と令和4年度の更新予定を記載しています。

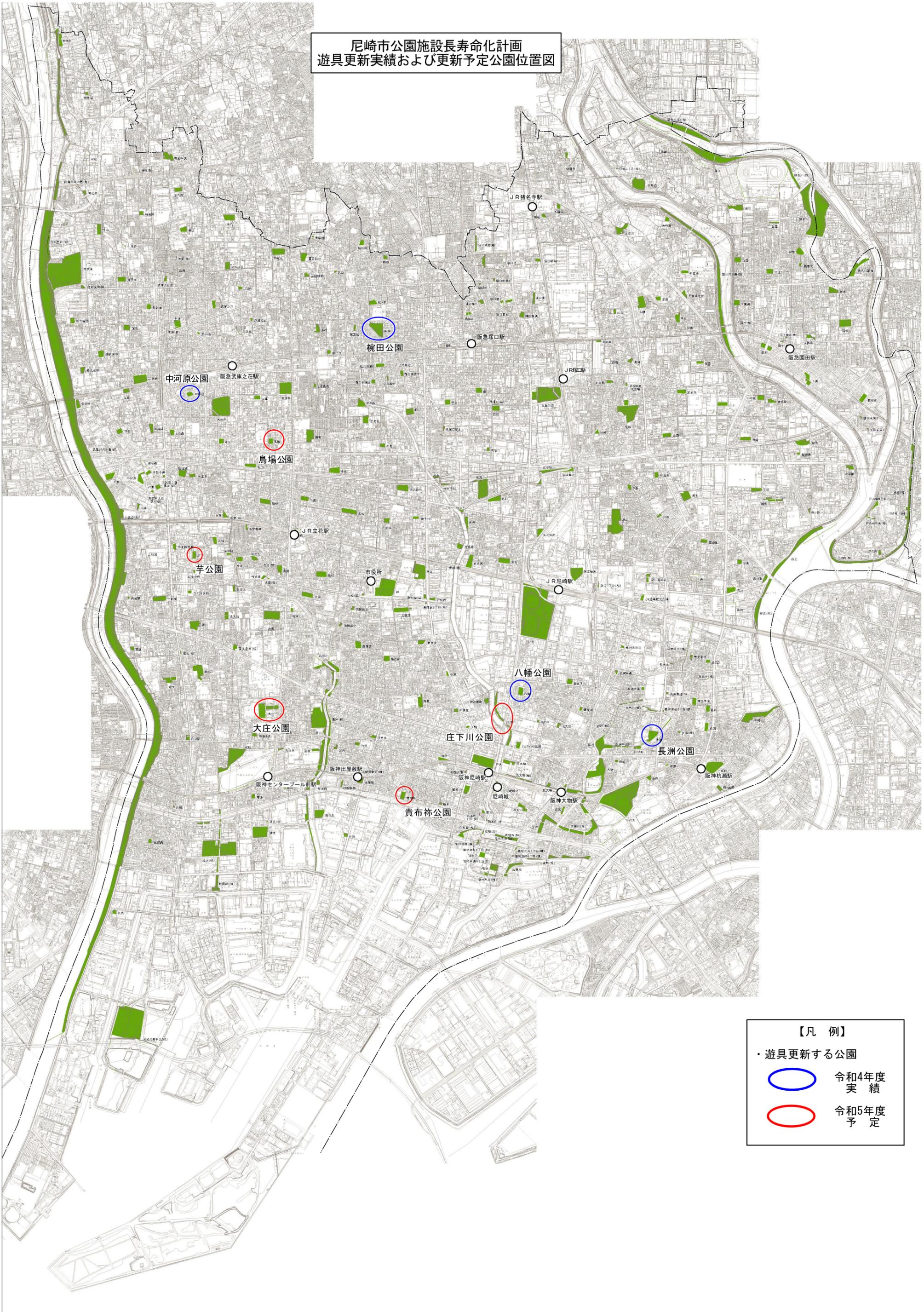
● 令和4年度に遊具更新をした公園

年度	公園番号	公園名	所在地	対象遊具数
令和4年度 更新実績 4公園	22	八幡公園	西長洲町2丁目15-1	4
	212	椀田公園	塚口町5丁目28-1	3
	12	長洲公園	長洲東通2丁目42	6
	124	中河原公園	南武庫之荘5丁目130	1

● 令和5年度に遊具更新を予定している公園

年度	公園番号	公園名	所在地	対象遊具数
令和5年度 更新予定 5公園	26	貴布祢公園	西本町6丁目25	3
	21	庄下川公園	昭和通2丁目75	4
	33	大庄公園	菜切山町24	4
	131	鳥場公園	南武庫之荘2丁目467	3
	251	芋公園	稲葉元町2丁目166	4

尼崎市公園施設長寿命化計画
遊具更新実績および更新予定公園位置図



【凡例】

- ・遊具更新する公園
- 令和4年度実績
- 令和5年度予定